Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「公文備考」に記載せる曽根俊虎被告事件					
Sub Title	"The accused case of Toshitora Sone" recorded in "the official document-note"					
Author	佐藤, 茂教(Sato, Shigenori)					
Publisher	三田史学会					
Publication year	1975					
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.46, No.3 (1975. 2) ,p.99(323)- 116(340)					
JaLC DOI						
Abstract	Toshitora Sone, who was a naval officer during the first half in Meiji period and an invertigator on CHINA and VIET-NAM, wrote many books concerning of Asia. Almost of them were written in 1880's. When we see "The Dictionary of Asian History" and other reports about Toshitora Sone, his work-"HOETSU-KOHEI-KI" (The Battle Between France and Viet-Nam)-has been introduced as it had been prosecuted for its own comment. In addition to it, they tell us Sone was obliged to be discharged from military service. Indeed, though there are very few comments in "HOETSU-KOHEI-KI" on the then Japanese government foreign policy, such comments are not so violent as it was prosecuted. I reported "HOETSU-KOHEI-KI" had not been prosecuted in "SHIGAKU" (VOL.XLV., NO.1, 1972.). This report depended on Sone's "Naval Official Record". This report, however, was not clear on several points. The first-the truth of the relation between Sone and Tokichi Tarui. The second-what were the prosecuted points? The third-what were the critical words? The fourth-about the contempt of a Government official. The last-how wanted to manage this problem in the naval circles? We can understand clearly by "The Official Document-Note" in the Defense Agency. By seeing "The Official Document-Note", there was not only the prosecuted case on "HOETSU-KOHEI-KI", but Toshitora Sone was implicated in the political movement of democratic rights. In the naval circles, they made efforts to hush up the matter of Sone's action concerning of that movement, and so he was given a verdict of "not guilty". If there had not had the naval circles' efforts, Toshitora Sone would have been tried at a formal trial not in the naval court-martial. Why was "HOETSU-KOHEI-KI" thought as the accused case? I think this book was published in 1886 when Sone had the relation with the political movement through Tokichi Tarui who was arrested in this year, and moreover the matter of fact was not spoken by the naval circles. That is the reason why this book was thought as so, I think.					
Notes	論文					
Genre	Journal Article					
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19750200-0099					

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

公文備考」に記載せる曽根俊虎被告事件

ž が き

佐

藤

茂

教

ま

ために曽根は海軍を退くにいたったとあるのは一考を要するのではないかと述べた。 決箇所と、この判決文中に『法越交兵記』に関しては一切記載されてはいないことと、この書が法越問題に端を発し清仏 戦争に及ぶ内容のものであったとはいえ、当時日本政府がとった態度を手きびしく批判したといいえる程のものではなか 抜書等ヲ印刷ニ付スルノ協議ヲ樽井藤吉カラ受ケ、当草稿ニ評語ノ幾分ヲ記入シ、二十年十一月中ニ密カニ印刷ニ付シ之 ヲ頒布シ、及ヒ廟堂官吏ノ職務ニ対シ侮辱シタリトノ被告事件審理ヲ遂クル処……証馮備ハラサルヲ以テ無罪」とある判 せていただいた。その中で、曽根の海軍奉職履歴中にある明治二十一年十月十日の横須賀鎮守府法廷での判決文全文を引 たという三点から『東亜先覚志士記伝』『対支回顧録』『アジア歴史事典』等々に、『法越交兵記』が筆禍を招き、それが 曽根俊虎については『史学』第45巻第1号に、「引田利章の経歴紹介と曽根俊虎に関する若干の史料」と題して発表さ 特に「……裁判権ノ条約草稿ニ関スルボアソナード意見書、ボアソナードト井上毅トノ対話筆記、条約改正議事録

かし、この奉職履歴中の判決文だけでは、 「公文備考」に記載せる曽根俊虎被告事件 曽根と樽井藤吉との具体的な係わり <u>(=)</u> 「当草稿ニ評語 ノ幾分ヲ記

九九

官から交際官に転じようとした曽根の人と行動が、明治二十年十月二十六日に保安条令が発令された時点で更に判然する(6) る海軍部内からの曽根俊虎無罪を主張する反証文の内容が明らかにされ、これらの史料に登場する人物と曽根俊虎を結び 臣山田顕義から海軍大臣西郷従道への曽根の身柄引渡し要請文とそれに対する返書、東京軽罪裁判所からの起訴状に対す 図書・医治・人事・刑罸)中の「大尉曽根俊虎被告事件」記録によって、東京軽罪裁判所からの曽根への起訴状、司法大 何であったのか、等々についての手がかりがえられなかった。この度防衛庁史料の『公文備考』(明治二十一年之部巻之六何であったのか、等々についての手がかりがえられなかった。この度防衛庁史料の『公文備考』(থ) ように思える。『公文備考』に基づき、曽根に対する起訴内容、それに対する反証、曽根俊虎について紹介する。 つけて考える時に、振亜会を興し、興亜会の主要な役割をつとめ、清仏戦争に呼応して謀られた福州事件とも係わり、武(4) 全体何を指していっているのか 入シ」とあるが、 実際にいかなる評語を記入したというのか (맫) 海軍部内ではこの事件をいかに処理しようとしていたのか (三) 「廟堂官吏ノ職務ニ対シ侮辱シタリ」とあるのは一体 (五) この事件の真相:

È

(1) 『東亜先覚志士記伝』下巻「清仏戦争当時の見聞を集めて1) 『東亜先覚志士記伝』下巻「清仏戦争当時の見聞を集めて第はした法越交兵記において安南の衰亡を悲しみ、慷慨の気筆満に迸る所我が安南に対する無関心の態度を攻撃して筆禍を買い、遂に下獄するに至った」(31頁)。『対支回顧録』下巻「先年来の見聞蘊蓄を傾けて法越交兵記一巻を著はすところがあった。然も書中の論策に当局を非難する点があって筆禍を買ひ」(30点、平凡社東洋文庫『三十三年の夢』付録(人物略伝)「明治十七年勃発した清仏戦争時の見聞を集め、法越交兵記を著わし、日本の安南に対する無関心を批判したため筆禍を買ひ」(30点)。『アジア歴史事典』巻五「八六年に参謀者は近近の表演者の表演者を表した。

和十二年版)等。り下獄した」(39頁)。その他『大人名辞典』第三巻(平凡社・昭本部海軍部編纂課長心得となって法越交兵記を編し、筆禍によ

- 関する陸・海軍の公文記録で、現在整理中。十三年までの軍事、外交、人事、情報、図書、医治、刑罸等に十三年までの軍事、外交、人事、情報、図書、医治、刑罸等に
- が出され同年九月の第十集を以って廃刊。年三月創刊。第二集より『興亜会報告』と改題。四月に第二集年の春において曽根俊虎氏の設立せし処の振亜会支那語学校に年のをにおいて曽根俊虎氏の設立せし処の振亜会支那語学校に

 $\frac{1}{4}$ るように異なって伝えられている。 見談を紹介し」。興亜会の目的とするところは『郵便報知』に述 事を告げ、同公使が興亜会の設立を喜んでいるとて公使との会 洪基の設立趣意説明、幹事草間時福が設立経過を説明した後 べられているが、興亜会の発足日については註文付罫にみられ 幹事曽根俊虎は当時の駐日支那公使何如章が要事の為来合せぬ 田錦町学習院に於て第一回会合を開き、鍋島直大の祝詞、渡辺 あり」。『東亜先覚志士記伝』上巻44頁「明治十三年三月九日神 次に渡辺洪基、草間時福、曽根俊虎……諸君がおのおの演説 学習院に集まりしが、大勢なれば流石の広廈にも居余りたり。 亜会を設け」。『東京日日新聞』明治十三年三月十二日「興亜会第 君及び其他の諸紳士が亜細亜全州の国勢日に萎靡不振に帰する 便報知』明治十三年二月十九日「今度長岡護美、渡辺洪基の1 を開き、改称して興亜会と号す。更に支那語学校を開設す」。『郵 先ず創立委員の鍋島直大君は長岡護美会長に代り祝辞を述べ、 を慷慨し去る十六日より開業するに先だち、その発企者にて興 興亜会報告』19頁 一昨十日は興亜会の第一期会にて、会員は神田錦町の 「明治十三年二月十三日を以て第一回

十七年八月出張を命ぜられ翌月上海へ帰ったが、挙事は未前に連盟して事を挙げんとし……君(曽根)は此の計画中の福州へ『対支回顧録』下巻に「当時福州には陸軍中尉小沢豁郎、木村の5) 福州事件については未だその実態が判明されていないが、

ち仏国に当らんとしたと称し、或は仏兵と結んで積弱の支那を 捉に苦しむが、或は哥老会と結んで清兵を攻め、之を降して後 ある。清国に高く評価されていたらしい曽根の人柄は次の註(6) じた小沢は仏軍と結んで清国に当らんとしたのが実情のようで 国と結んで仏軍に当らんとし、幼年学校出身でフランス語に長 君の活動であった。……柴中尉は明治十七年十月福州に着し、 は……和泉邦彦、樽井藤吉……等と通謀し……非常手段を以て は人心の動揺その極に達し……元来血性に富む君(小沢豁郎) 争の紛乱裡に革命を実施せんとしたものであったといふ。 倒し四百州の政権を握らんとし、更に又哥老会と結んで清仏戦 政府に差し止められ……福州の挙事は種々に伝へられ真相の に散見される。 小沢豁郎を説得し、其暴挙を阻止した」(31―17頁)。曽根は清 清国の革正を図らんとした。所謂福州組事件とは此間に生じた て君は第一の部にあったらしい」(29頁)「当時福州地方の形勢 而

22頁)。これは曽根が伊藤博文宛に直接提出した 交際官転官願いない。 一定の知己に分布せり)。 故に福州砲撃の際に同地の 道台 が選下に酬ゆる所大いにあるべし…明治十九年九月」(22一 が選挙を憐察し、清国赴任の希望を達せしめられるとを。然 が選挙を憐察し、清国赴任の希望を達せしめられる時は、更に が孤 大盛勲は密使を以て余を招き同地の参謀官に充てんことを請求 して官民の知己に分布せり)。 故に福州砲撃の際に同地の 道台 にり(余は明治十三年上海に於て興亜会設立規則書三千部を刻 たり(余は明治十三年上海に於て興亜会設立規則書三千部を刻

書で、武官から交際官(外交官)に転じた者は先に福島九成あ書で、武官から交際官(外交官)に転じた者は先に福島九成あ書で、武官から交際官(外交官)に転じた者は先に福島九成あ書で、武官から交際官(外交官)に転じた者は先に福島九成あ書で、武官から交際官(外交官)に転じた者は先に福島九成あ書で、武官から交際官(外交官)に転じた者は先に福島九成あ書で、武官から交際官(外交官)に転じた者は先に福島九成あ書で、武官から交際官(外交官)に転じた者は先に福島九成あ書で、武官から交際官(外交官)に転じた者は先に福島九成あ書で、武官から交際官(外交官)に転じた者は先に福島九成あ書で、武官から交際官(外交官)に転じた者は先に福島九成あ書で、武官から交際官(外交官)に転じた者は先に福島九成あ書で、武官から交際官(外交官)に転じた者は先に福島九成あ書で、武官から交際官(外交官)に転じた者は先に福島九成あ書で、武官から交際官(外交官)に転じた者は先に福島九成あ書で、武官から交際官(外交官)に転じた者は、保安を持ている。

東京軽罪裁判所の起訴状を中心に

海軍部内よりの反証文・意見書・裁判記録等全文で15頁ある。 『公文備考』 明治二十一年巻之六に収められている「大尉曽根俊虎被告事件」 は、 通達·書簡· 東京軽罪裁判所起訴状

郎、加藤平四郎、 裁判所から海軍宛に出された七項目にわたる起訴内容の要点を略記すれば左の如くである。 曽根俊虎が起訴された理由は、 樽井藤吉等が捕えられ、 秘密出版の発覚により明治二十年十一月二十八日に、山川善太郎、 樽井の線から曽根が割り出されてきたと考えるのが妥当と思われる。 山田島吉、 東京軽罪 奥沢福三

被告 海軍大尉 曽根俊虎

井上毅ボアソナード対話筆記司法条約改正草案議事録及ヒ之ニ関スルボアソナード意見書ノ三種ヲ合輯シ之ニ評論ヲ加 右出版条例違犯官吏侮辱罪事件ニ付訴訟事件ヲ審案スルニ同人カ関係シタル印刷物ハ数種ニ渉ルト難モ被告タル事実

与シテ之ヲ助成シ且印刷成功ノ后該冊子ヲ受ケテ之ヲ他人ニ頒布セリ茲ニ其主タル証拠ヲ挙クレハ概左ノ如シ カニ矢田専之助ヲシテ印刷セシメタルモノニシテ被告ハ当初其状ヲ知リ評論 タル冊子ナリトス抑該冊子ハ樽井藤吉カ人心ヲ激昻セシメ政府ヲ攻撃スル ノ著作ニ加功シタル(マトン) ノ目的ニ由リ広ク世間ニ頒布スル ノミナラス印刷費ヲ給 力為 メ私

経済 第一 リト シテ寒サノ為メ負債シテ衣類ヲ作ル程ノ時節ニアラサルナリ ノ弁解ハ曖昧ニシテ信スルニ足ラス夫レ九月十四日ハ暑中休暇ヲ終リテ僅カニ四日ナレハ単衣尚熱ヲ厭ウノ時候ニ ハ生活必要ノ外頗ル余裕アルヲ信ス依是観之ハ被告ニ於テ藤吉カ追々寒サニ向ヒ衣類等ヲ調ヘル 印刷費金弐拾五円ヲ与ヘタル事ハ被告カ帳簿ノ記載ト樽井藤吉ノ手扣帳ノ記載ト月日金員全ク符合シ…… ノ必要ニテ貸シタ ・藤吉ノ

九日矢田専之助ヲ紹介シテ藤吉ニ面晤セシメ藤吉ハ十一月四日印刷費弐拾円ヲ専之助ニ与へ同月二十一日三百部 輯シテ之ニ評論ヲ加へ圏点ヲ附シ段落ヲ切リ全文ヲ訂正シテ以テ十月中印刷 又藤吉カボアソナード意見書ヲ印刷ニ付セント企図シ加藤平四郎或ハ雄秀二郎等ニ託シ種々印刷ニ苦心シタルモ……(3) ル セラレ其意ヲ果ササル内島本仲道方ニ於テ該意見書ノ印刷 ハ被告モ受ケタル所ノ此号ノ冊子ナリ而シテ該冊子ハ尚誤字脱文アリテ十分ナラサルヨリ其初志ニ基キ更ニ三種ヲ合 モノニシテ約言スレ ハ九月中発意シタル事柄ニシテ十一月ニ至リ成就シタルモノナリ ハ即ニ他人ニ先セラレタルヲ知リ遂ニ之ヲ受ケテ頒布 ノ事ヲ奥沢福三郎ニ謀リ福三郎ハ同月二十(5) ノ印刷 シタ

中ニ係ワレリ……被告カ受ケテ頒布シタル部数ハ其自白ニ徴スルニ二十部内外ト云ヘリ是乃チ書状等ニモ見ル シテ密会ヲ約シタルモ金ヲ与ヘタルモ此号冊子ヲ得タルモ又頒与シタルモ藤吉カ加藤平四郎ニ印刷ヲ託シ 其証拠ノ一二ヲ挙クレハ印刷趣意書ノ成リタルハ九月ニシテ板垣退助ノ建白書ニ評ヲ入レタルモ東村守節カ十八日ヲ期 カラサル E リ 秘密ニ係ワルヲ知リナカラ用捨モナク請求シテ他人ニ頒布シタル 状況ヲ前掲 タルモ皆九月 所ニシテ ノ証拠ニ

書印刷ノ為メ之ヲ与へ延イテ本冊子ニ及ヒタル事明ラカナレハ印刷費支与ノ目的茲ニ至リテ達シタルモノトス ナル事ハ普通ノ情誼上ニ於テハ為シ得ヘカラサルカ如シ……本冊子ニ編纂シタル情状等ヲ以テスルニ金弐拾五円ハ意見 参照スルニ是ヨリ先キ費用ヲ与ヘタルカ又ハ其志ヲ同フシテ事ヲ助成スルカ二箇ノ内一ニ居ルニアラサレハ如此無斟酌

三十ナリ其評言彼是ヲ比照スルニ左ノ如シ ニ誤字ヲ訂スルモノ三十二評言ヲ加フル十有五脱字ヲ挿ムモノ五十九圏点ヲ加フル二十二節段落ヲ切ル数ケ所字ヲ削 此号印刷物即チボアソナード意見書ニ樽井藤吉カ朱筆ノ評アルモノハ本案冊子ノ一タル事ハ該印刷物ヲ点検スル

(樽井藤吉筆記と目される箇所・筆者註)

(朱書)

裁判ヲ受クルノ権ヲ失フノミナラス裁判スルノ権モ亦失

フナリ

土政府尚且然

(曽根俊虎の加筆と目される箇所・筆者註)

(墨書)

加之日本裁判官モ日本人ヲ裁判スル権ヲ失フナリ

日本人動モスレハ土国ノ衰弱ヲ憫笑ス(6)

焉ソ知ラン自家ノ彼レニ及ハサル幾百歩ナルヲ

是我委員ヲ愚弄スルナリ

ノミ

我委員ノ無気力モ亦至于此乎長歎大息

外人焉ソ自語反対ヲ知ラサラン是我委員ヲ愚弄スル

日本委員無知ニシテ失敗ヲ取ルハ猶恕ス可シ今既ニ顧問

弥出弥愚欲不売国可得哉

是猶日本人中ノ人材也日本人如此愚則本条約縦令不成亦

リ重キ事万々

シテ国権ヲ損スルハ故意ヨリ為ス所ナリ売国ノ罪秦桧ヨ

官ノ教示ヲ受ケテ自ラ其ノ非ナルヲ知ル而ルニ敵人ト通

事東村守節ヨリ輓近ノ朝政云々ノ来状等ノ事ヲ以テスルニ本案冊子ノ評論著作幾分ニ加功シタリト認メサルヲ得サル(?) 藤吉カ目筆 其国亡乎 ニ関与シタル事ハ益々信ヲ措クニ足レリ……尚右等ノ状況ニ参照スルニ板垣退助ノ建白書へ藤吉ニ評論ヲ入レサセタル ……本文ヲ一読シテ彼此ノ評言ヲ玩味セハ朱書ハ墨書ノ稿案タル事明白ナリ……被告ノ家宅ヨリ押収シタル該印刷物ニ ノ評言ヲ留メタル事ナレハ是等ノ状況ニ拙作云々ヲ以テ呼寄セタル等ノ事情ニ徴スル時ハ被告カ評論 城鼠社狐虎狼ト戦フ連戦連敗是其本分

ノ著作

ナ

第三 麻溪書屋ノ罫紙ニ写シタル板垣退助ノ建白書ニ藤吉カ評ヲ入レタル事ハ承諾ニテ為サシメタルコトハ自白スル所(8)

ニシテ其評ニ日ク

撫子曰ク華族ニシテ王家ノ藩籬タラシメントスルカ予ハ王家ノ滅スルノ期迫リタルヲ知ル:(タ)

依是……藤吉ト交遊ノ関係並ニ評論著作ノ原因ト為ルヘキ其一端ヲ窺ウニ足ルヘキヲ信ス

第四 十月十九日付樽井藤吉へ宛テタル端書郵便ニテ入御覧度拙作有之候間明朝 八時前二御来車云々其拙作卜 アルハ評

「公文備考」に記載せる曽根俊虎被告事件

三九 一 〇 五

論ノ著作ヲ示ス為メニ呼寄セタルナラント 等ニ照シ見レハ頗ル的中シタル事疑ヒナシ 法草案ト唱フルモノヲ指シテスキヤガシ西哲夢物語ヲ薄葉ボアソナード意見書ヲ六韜三畧ト云フテ相通シ各自深ク注意 シ……十月十九日二十日頃ハ評論成稿ノ時期ナルト早朝人ヲ呼寄セテ示ス情態ト被告ノ家宅ヨリ種々証拠物ノ出タ 隠語ヲ用ヒタル事多シ其ノ一例ヲ挙クレハ或ル者ハ自由閣主人ト書シ……現ニ樽井モ前項ノ評ニ撫子ト書ス……日本憲 ノ推問 ハ偶然ニアラス蓋シ当時ノ事情人物名物名ヨリ其ノ他ノ諸般 ノ事符牒 ル事

第五 被告カ罪ノ有無ヲ断スベキニ非ス蓋シ共犯山田島吉ノ家宅ョリ出テ矢田専之助カ印刷ニ供シタル原稿ニテ島吉ニ渡シタ(含) 彼此相須チテ全体ヲ成ス必要アレハナリ テモ被告ノ評アランカ其責任ハ各犯皆同一ナル リト各自之ヲ認メタルモノナルヲ以テ本冊子出版ニ関シ証拠ノ一ツナリトス何トナレハ三種合本ノ印刷ナレハ一ケ所ニ クナリシモ筆蹟 匕 藤吉モ亦同一ノ陳述アルモ古海ハ関リ知ラスト云ヘリ故ニ漠トシテ疑似ノ間ニ彷徨スルモ独リ此ノ筆蹟ノミヲ用イテ 対話筆記 ノ如キハ常ニ同一 ノ印刷原稿ハ其評論ノ手蹟三種アリ其一種ハ藤吉之ヲ認メ其一種ノ数語ハ文気筆蹟共ニ被告ノ所為 ナルヲ得カタキモノニテ……被告ハ後ニ至リテ其筆蹟ハ古海長義ノ手蹟ニ似タリト云 ノミナラス……原稿ノ一部分即チ第二項ノ印刷物被告宅ョリ出タル事等 ノ如

第六 印刷趣 意書藤吉ノ稿案ハ細字数葉ノ長文ニシテ……其印刷ニ付セントスル当時被告ノ手ヨリ東村守節へ貸シ与へ

タル事モ既ニ明白ナリ……

第七 他ノ冊子ヲ頒布シタル事数多ニシテ本案冊子ヲモ数部受ケテ之ヲ頒布シタル事ハ事実明白ニシテ被告ノ自白モア

ハ之ヲ贅セス

サルョリ井上伯ヲ怨悪シ同県人某カ窃カニ所持スル機密書類ヲ借リ出シ之ヲ樽井藤吉ニ示シ(為ニ星亨モ之ヲ転写シテ(コ) 概ネ右ノ如クニシテ他ノ徴憑ハ数フルヲ須ヒスト雖モ証拠上被告ノ所為ハ樽井藤吉ト共犯出版ノ事実ヲ認ムルニ充分ナ 所持シ其家宅ヨリ押収セリ)以テ井上大臣ヲ目スルニ姦賊ヲ以テスルノ証シト為シ民間激徒ノ歓心ヲ得ン事ヲ努メヌ明 タル事ハ疑ヒヲ容レサルナリ然リ而シテ被告ハ嘗テ海軍武官ノ職ヲ甘ンセス汲々トシテ栄達ヲ求メタルモ終ニ其志ヲ得 ヲ頒布シタル事実ニ就キ前顕数点ノ証憑ヲ以テ単ニ知情ノ証拠ニ供スレハ頗ル余リアルモノニシテ官吏侮辱罪ノ共犯者 シタルモノナリ蓋シ其間或ハ墓参ヲ名トシ或ハ病気療養ヲ名トシ旧里近県其他ノ地方ヲ漫遊シ以テ民間ノ有志ニ会シタ 治二十年九月以来病ト称シテ出動セス本年二月初本案事件ノ官ニ発覚シタル事ヲ聞知シ同月二日快気ト称シテ突然出動 ノミナラス官吏侮辱罪ハ当然其責ヲ免レサルモノト思慮ス仮リニ出版共犯ノ証拠ハ不充分ナリト做シテ看ルモ該冊子 事蹟ハ被告カ本案事件ヲ起生スルノ原因ナルヘシト致思料候也

明治二十一年八月十一日

当時の曽根の動きを海軍奉職履歴に前後して照らし合わせてみよう。

参謀本部編纂課長心得被仰付 (海軍省)

天城艦に便乗シテ上海発福州探偵ノ為メ出張

九月十八日上海江帰着十九年

明治十九年三月二十二日

明治十七年八月二十九日

清国上海へ出発 同四月八日着京 (海軍省)

明治二十年三月十八日

海軍語類編纂委員被仰付 (海軍省)

明治二十年十一月一日

往復 週間ヲ除キ三週間米沢へ墓参

「公文備考」に記載せる曽根俊虎被告事件

(三三) 一〇七

明治二十年十二月十七日 海軍語類編纂委員被免(海軍省)

明治二十一年二月四日 明治二十一年一月十六日 許可 参謀本部海軍部編纂課長心得被免 三重県御舘温泉 即日出 待命被仰付 但シ東京ニ滞在スヘシ

同二十一日(待命被免(海軍省)

明治二十一年十月十日 無罪宣告(海軍省)明治二十一年十月六日 四週間伊豆地方へ転地療養届

である。明治二十年の墓参は、曽根の父曽根敬一郎俊臣(号魯庵)の門弟有志の醵金によって松岬公園西堤上に巨大なる(3) 碑を明治二十二年八月に建立する準備のためであったのかも知れない。 とあるように、起訴状の第七項にいう墓参、療養は明治二十年十一月一日、二十一年一月十六日のことを指しているよう

られ、 くにいたった。曽根が井上伯の心情を悪くしたと思われるようなことは、『史学』45巻第1号にもふれたように、これより 層部に詳しく伝わり、(3) 先の台湾出兵時にもすでにあったのである。 前章の註(6)に引いたように、交際官への転身を計ったがそれも果されず、 は参謀本部海軍部編纂課長心得被免とあることから判ずれば明らかに曽根の身近に危険が迫ったようである。 起訴状と奉職履歴を合わせ見ると、曽根に対する官憲の手は樽井が逮捕された二十年十一月から動き始め、 | 々トシテ栄達ヲ求メタルモ終ニ其志ヲ得サルヨリ井上伯ヲ怨悪シ| 証拠品を押収され曽根の立場は益々悪くなる。明治十九年に小沢豁郎が香港から東京に呼び戻されて福州事件が上 立場こそちがえこれと係りをもっていた曽根は海軍部内での先行きも余り希望がもてなくなった。 (当時外務大臣は井上馨)とあるような結果を招 むしろ起訴状第七項に「海軍武官ノ職ヲ甘ンセ 家屋も調 翌年二月に

臣 細承了被致候右 状を二十一年八月十一日に海軍に提出し、更に山田司法大臣は西郷海軍大臣宛に親書を送り「曽根俊虎事件ニ付重ネテ御 ニ御引渡シ相成度候……明治二十一年九月五日」にみられるように大変強硬である。 議致シ度ク……八月二十七日」「曽根俊虎事件ニ付申シ進メ候趣為シ候処追々時日遅延相成候付免官処分ヲ待タス可成速 先をかわすために、一応取調べた上で収禁を五月二十一日に解いている。 錮以上之刑ニ該当スヘキ者ト思料シ鎮守府監獄署監倉 分にした上で、 への親書は合計三通収録されており「……現今将来共司法統一之点ョリシテ甚不都合之次第トモ被考程ニ付尚疾ト御詮 明治二十一年八月二十九日」と、曽根の身柄を東京軽罪裁判所に引渡すよう申し入れている。 海軍部内では曽根の身辺に官憲の手が届くのを察知するや即座に明治二十一年二月四日に編纂課長心得を被免し待命 ノ趣ニ依レハ同人ノ官ヲ免セラルヘキニ付東京軽罪裁判所ニ於テ樽井藤吉等ト共ニ審理致サスル様可取計旨ニ有之委 海軍大臣西郷従道より賞勲局総裁柳原前光宛に ハ明治十八年依リ軽罪裁判所ノ審理ニ付スル様可致候間同人引渡シ方可然御取計有之度此段及御回答候也 へ収禁 明治二十一年二月十五日」の届けを出し、 「待命海軍大尉勲六等 しかし官憲側も追求の手をゆるめず、 曽根俊虎 山田司法大臣から海軍大 右之者被告事件本罪禁 応官憲のホ 先の起訴

協議 ため 成度前件御取計リ致サレル様御協議ニ及ヒ候也 官ノマ 動カスヲ得可キ手掛リニテモ得ラレ候ハハ依之裁判統一ノ結果ヲ得候コトハ可有之候ヤト存シ候間其ノ筋ノ者へ御命令相 被告事件ニ付縷々御来示ノ旨並ニ同事件ニ付遂一御意見書拝見仕リ候……同人義都合有之免官致候間……軍法会議之感覚 これに対し西郷海軍大臣から、八月二十七日付の山田司法大臣からの第一通目の親書に対する返信は「昨日ハ曽根俊虎 の時間稼ぎを策したが、 上可然取計アレ マ司法裁判所へ引渡ス方可然トノ総理大臣 西郷海軍大臣」 馬関にあった伊藤次官から「馬関発 の指示を当時の横須賀鎮守府司令長官中牟田倉之助中将にも与えた。 八月二十八日」とあり、 (伊藤博文) ノ御意見ナリ」の電文を受け「電報ノ趣承知ス尚司法卿 二十一年九月六日午前発 曽根の追求に対して、 西郷海軍大臣宛 閣僚及軍部の意向を探る U かるに 曽根ハ在

判所ト反対ノ宣告ヲ為スモ法律上差仕エ無シ 月十二日に中牟田長官より「曽根ヲ司法裁判所へ渡スコトハ判士長承諾セス押シテ承諾セシムルノ内訓ハ下タシ難シ 定、 会のもとに官憲の追求に対し判然と終止符を打つべきため無罪宣告をしている。 翌日になされた判決が、『史学45巻1号』 に先に述べたところの判決文である。 『公文備考』 に収録された史料によれば、曽 て海軍大臣は中牟田司令長官宛に 根の無罪決定は二十一年五月二十三日に海軍部内で既になされており、十月十日に横須賀鎮守府軍法会議主理荒尾金吾立 は海軍大尉内田政彦、 審問委員は白石海軍大尉、 録事は上遠野正次、平井辰造であった。 判士長は海軍大佐大野義方、判士は海軍少佐菅野覚兵衛、 「曽根事件裁判所協議ノ内訓取消ススミヤカニ宣告スヘシ 依テ司法大臣トノ協議取消シタシ至急御指揮ヲ乞フ」の報に接し、 時の東京軽罪裁判所予審判事は伊知地 寺岡求馬、 十月九日」と指令し、その 稲尾震也、 主任判十

等の名目で一応司法当局の鋒先をかわしながら、 引渡しする意志は皆無で、 部内の決定より三ケ月後のことであった。海軍部内では初手から曽根を官憲の手から遠ざけるために、監禁、 この事件処理の経過を『公文備考』でみると、海軍部内では面子にかけても海軍大尉曽根俊虎を東京軽罪裁判所に身柄 事件発覚後ただちに無罪決定を下しており、裁判所から起訴状が発せられた八月十一日は海 内々裡に処理しようとしていた意図がありありと読みとれるのである。 出張、

Ì

部字之吉……曽根俊虎、樽井藤吉、長谷川辰之助(二葉亭四迷)て)二十七日午後四時半、客を燈市口余園に請う。会する者服思われる。曽根の海軍退役後に「明治三十五年十一月(北京にレハ」から推察すれば、恐らく福州挙兵以前からではないかとする海軍部内の反証文第七項によれば「既二十数年来ノ交際ナする海軍部内の反証文第七項によれば「既二十数年来ノ交際ナ

曽根俊虎に寄せる二文が掲載されている。 驤艦に同船し、『蒼海全集』(巻一、15ab。巻二、74b)にも

- (3) 岡山県出身。十一月二十八日に逮捕された。
- の目的を達するの道を講ぜんと欲し……大に画策する所あり」史』下巻32頁「是時に方り島本仲道は更に別方面より三大建白(4) 保安条令により退去を命ぜられた。 高知県出身。『自由党
- (5) 千葉県出身。十一月二十八日に逮捕された。
- も類似した箇所が散見される。
 て之を見る耳と」ある。『自由党史』中に見える建白文には他にくに在る乎。斯の如きは則ち土耳其尚之を為さず、唯埃乃に於くに在る乎。斯の如きは則ち土耳其尚之を為さず、唯埃乃に於
- 管。二十二年六月休職。翌年予備役入。 治六年一月 陸軍省十二等出仕。 事件当時 は 名古屋陸軍糧食主(7) 土佐藩士 初代清国公使館附武官福原大佐随員の一人。明

- とは曽根の書屋を指す。(8) 曽根は当時、麻布区鳥居坂町十一番地に居住し、麻渓書屋
- に対するの理あらんや」とみえる。
 に藩籬たるが為に、空爵虚位なる少数のものを以て多数の人民(9) 『自由党史』下巻26頁。板垣退助の封事に「……何ぞ王室
- (1) 千葉県出身。十一月二十八日に逮捕される。

(3) 『東亜先覚志士記伝』上巻16年70百円100元打込んで諸(13) 『東亜先覚志士記伝』上巻16年70日間長期であった小沢を待命処兵)を容易ならぬことと認め、現役中尉であった小沢を待命処ちに、一端に下側、大将四人の大は香港に転勤させるといふ寛大な処置で解決をつけることになった」。福州事件に曽根が小沢と異なる立場から係りがあったことが発覚する以前に、当時小沢の上官であった編纂課長杉山直矢陸軍少佐が被免され、曽根が編纂課長心った編纂課長杉山直矢陸軍少佐が被免され、曽根が編纂課長心った編纂課長杉山直矢陸軍少佐が被免され、曽根が編纂課長心った編纂課長杉山直矢陸軍少佐が被免され、曽根が編纂課長心った編纂課長杉山直矢陸軍少佐が被免され、曽根が編纂課長心った編纂課長杉山直矢陸軍少佐が被免され、曽根が編纂課長心の参謀本部内に於て、支那関係の事に最も精力的に打込んで諸の参謀本部内に於て、支那関係の事に最も精力的に打込んで諸の参謀本部内に於て、支那関係の事に最も精力的に打込んで諸の参謀を持つに対して、時の海陸合併大将回く、明治十一年頃より同十九年にかけて、時の海陸合併大将回く、明治十一年頃より同様が対して、時の海陸合併大将回く、明治十一年頃より同様が、明治は「大学」というには、1000年間である。

般の画策に従ひし人に、 海廟、 清した曽根の行動の一部は『光緒朝中日交渉史料檔』№354 では曽根俊虎とであった」と伝えている。なお清仏戦争時に いることと思われる。 に入り」とあることに照合すれば、おそらく馬場練兵を指して 根俊虎大尉と共に三月芝罘に上陸し、陸路黄県、竜口、三山口 回顧録』下巻45頁によれば、「(馬場練兵は)十八年二月……曽 辣陣兵託病 に記されている「北洋大臣来電 沙河、 濰県、 東撫電称方道報 由陸路赴洋遊歴……」。馬辣陣兵とあるのは 唐官屯を経て官道を北上して同月末日天津 陸軍では山本清賢、杉山直矢と、 日領事函称該国曽根俊虎帯員馬 光緒十一年二月初五日

一 海軍部内の反証の概略

反証は九項目から成る長文なので、その主たる反証箇所を摘出すれば左の如くである。

言スルヲ得スムシロ同一ナラサル筆勢ト鑑定スル方却テ当ヲ得ルモノノ如シ……評語モ被告ノ書入レタルモノナルヘシ ト想像スルニ過キス是レ本項其認定ノ以テ確実ナラストスル所以ナリ ……被告ノ自筆ナリト認メラレタル所ハ……五ケ所ニシテ……被告ノ筆蹟ト照合スルニ其筆勢同一 ナルモノト断

ト見做ス方却テ真ヲ得ルモノノ如シ是レ本項其認定ノ以テ確実ナラストスル所以ナリ ……意見書ノ被告宅ニアリタルハ被告及樽井ノ申立ノ如ク樽井ヨリシバシバ印刷物ヲ送ル際偶然送リ来リシモノ

……被告ニ於テハ近来特ニ樽井ト親密ノ交際セシハ民間有志者ノ内情ヲ探リ秘密出版物等ヲ得ンカ為ナリト申シ

立テ審問委員ヨリモ之ニ信用ヲ措キ……被告ニ於テ往々手段ヲ用ユル跡アルヤ明ラカナリ是レ本項其認定ノ以テ確ナラ

ストスル所以ナリ

第五 告ハ樽井ト十数年来ノ交友ニシテ特ニ財産家ノ聞ヘアルモノナレハ金円ノ貸借ハ毫モ怪ムニ足ラサルヘシ…… 九月十四日ニ遣ハシタル金ノ事ナレリ以テ印刷費ニ充テタルモノト推測スベカラス否推測シ能 田ニ金二十円ヲ渡シタルハ十一月四日ナル事等ハ関係書類中ニ於テ明日ナリ然ラハ其印刷ニツキ未タ協議ニモ及ハサル ……被告ニ於テハ本件以外ノ印刷物ハ之ヲ樽井ヨリ貰受ケタルニ止リ其出版ニツキ関係セシ事跡アル 被告ヨリ樽井ニ金二十五円ヲ遣ワシタルハ二十年九月十四ナリ……協議ヲ為セシハ十月中ニシテ……樽井ヨ ハサルモノナリ况ンヤ被 ニ非ス…… リ矢

亦文章ノ巧拙 樽井ノ起草ニ係ワル趣意書ハ被告ニ於テ修正シタルヘシト認メラレタルモ其原案等ヲ得タルモノニアラサレ ノ点ヨリ推測セラレタルモノノ如シ…… ハ是

密告シタル 第七 ラス……特に政府ニ反対スル民間有志及ヒ保安条例ニ由リ退去セラレタル者等ノ情況ヲ当時ノ総理大臣及其他 樽井ト親密ノ交際ヲ為シタリト云フモ既ニ十数年来ノ交際ナレハ之ト政党ノ主義ニ基キ交際セシモ ノ事実アリ凡ソ被告カ是等ノ所為ハ却テ被告カ利益ナル有力ノ証拠ト云ハサルヘカラス…… ノト認 ノ貴顕ニ ムヘカ

アルナリ……彼ノ数十頁間僅カニーケ所ニ止マルモノナルヲ以テ或ハ心付カスニ居リシモ亦タ知ルヘカラス…… 物品ニ無断ニテ書入レスベキ筈ナシト云フモ是レ単ニ一片道理上ノ論ニシテ親友ノ間柄ニ在テハ実際如此 ……板垣意見書ノ評ヲ見ルニ全篇数十頁ニ渉ル長文ノ間ニ評ヲ記入シタルハ僅カニ一ケ所ニ止マレリ…… 他人ノ

ij 被告ニ於テ手ニ入リタル タルト 被告ニ於テ印刷物 ノ事ナレ ハ之ヲ他 モノヲ閲スルニ僅カ二部ニ過キス而メ審問委員ニ於テ調ブル所ニ依レハ其内一部ハ被告宅ニア ノ幾部ヲ頒布シタリト認定セラレ 人ニ交付セ シ ハ 他 ノ一部ニ止マレリ…… シハ抑モ何等ノ事実ヲ指シタル 此一事ヲ以テ樽井ト共謀シテ頒布 モノナル カ……本件印刷 ノ担当ヲ為シタル

テ確実ノモ ヲ以テ評論ヲ記入シタル事実即チ樽井ト共謀セシモノト認定セシニ由ル所ノ論ナリ故ニ前既ニ論究セシ如ク其認定ニシ トスルモ共犯者ノ一人ニテ頒布シタル以上ハ被告ニ於テモ其責ヲ免レサルモノト見做セシモノノ如シ然レドモ是レ被告 田島吉ニ於テ頒布セシ所為ヲ以テ被告モ亦其責ヲ免レサルモノト論センカ……仮令被告ト山田トハ直接ノ面識ナキ ノ以テ確実ナラストスル所以ナリ ニシテ徳義上ヨリ知人 モノト云フヲ得ヘキカ新出版条令第一条ヲ見ルニ発売又ハ頒布ト並記シアリ即チ発売ト均シク公ケニ世ニ頒布トノ意味 ノト認メサル以上ハ右山田 ノ間ニ密カニー二部ヲ分与セシ即チ被告ノ所為ノ如キモノヲ云フニハアラサルヘシ然ラハ更ニ山 ノ頒布ヲ以テ其責被告ニ及フト ノ論モ自ラ無要ニ属スルニ至ラン是レ本項其認定 モノ

ない。 被告との関係もまた曽根と係りがないものとして曽根の無罪を主張する。 弁法としており、 る貸借関係であったことを強調し、 とになる)、それ故に評語の一部を記入したというようなささいなことに心をとめなかったし、金銭の問題は親交上の単な たと論じている。 右の反証は、要するに曽根の行動は民間の情報蒐集のためのものであって、樽井との接触もまたその一手段に過ぎなか 樽井とは単なる親交であって、 探偵家としての曽根の経歴を逆に利用している。記訴状第七項の井上伯に係わる箇所には一切ふれてい たまたま曽根と樽井と十数年来の親交があり かつ出版計画以前の出来事として訴訟を論破していく。 思想・活動面での関係は皆無であるということを強調することによって他の民間 (これが事実とすれば樽井との出会いは明治十年前のこ 廟堂官吏侮辱も情報蒐集の一

の箇所が真でないかは、 東京軽罪被判所から提出された起訴状と、 今後より多くの史料に当り、 海軍部内から出された反証文を比較して、 詳細なる検討を加えた上で結論づけたいと思う。 そのいずれの部分が真で、いずれ

曽根俊虎の思想と行動の原点と考えられるものとして『俄国暴状誌』 (明治二十九年刊)に「君先君世固中国之山東人

ず、 件についてなされていなかったならば、『自由党史』の一頁に曽根俊虎も樽井藤吉、矢田専之助等と共に名を連ねて記され ば、 その活動家たちとの係わりも含み、 上での便法的言辞ともまた考えられうることでもあるが。また今回の曽根の事件は、 代異言斎、二代目是言斎となっており、 迨宋末以事帰日本…… 上杉家御家中諸士略図』巻八 起訴状に見る限りにおいては当時の政治・外交・社会面において最大関心事であった条約改正問題、 曽根が精魂こめて親清家として活躍したことの一因として考えられるのではないだろうか。 倡立興亜会広集同志 (米沢市立図書館蔵) 奥深い問題を提起しているのである。『公文備考』に記載せる海軍の敏速な処理が本事 宋末と為景の代とは年代的にへだたりがありすぎるが、 籌興亜之策…… によってたどってゆくと、曽根家の初代は上杉為景の代に仕えた初 上海同文滬報館主人」 (70頁) の一文がある。 海軍大尉曽根個人の問題に止どまら 異言とあるのは、 勿論曽根が情報蒐集する もし然りとするなら 自由民権運動と 曽根の家系を やは

るべからざるものありしが、昨年咽喉部に動脈瘤を患ひて帰朝し、爾来養生中なりしが、 書に清仏戦争記などあり」。 遂に卒す。 国における或大望もすてかねて、 伊藤内閣の忌諱にふれて退職後、 出京して雲井竜雄、 後に曽根のプロフィールとして明治四十三年六月一日付『報知新聞』の記事を紹介させていただく。「老志士曽根俊 死に至るまでは大望の遂に成し遂げずして身を終るを深く遺憾となし居たりといふ。氏は漢文の素養深く、 西郷南州、 府下荏原郡大井町鈴ケ森居住、 大久保甲等等の諸家と交はり、国事に尽したる慷慨家なりしが、去二十四・五年の在清 主に清国蘇州に在住して、李鴻章その他の名士と交はり、 しばしば清国公使を招きなどして清国の内事を患ひしが、 退職海軍大尉曽根俊虎氏は、 生来の覇気は更に鎖磨せず、 もと羽州米沢藩士にて壮年の時 去月三十日午前四時病革まり …清人間の氏の勢力は頗る侮 清 虎

てい

たかも知れない。

	1						
5							
		1					
							-
	(和曆)((月日)	(西曆)	(年令)	(略 歴)	(発令)	
	弘化 4	10 6	1847		米沢藩馬喰西之町にて曽根敬一郎俊臣(号魯庵)		
	慶応 4	5	1868	20	の長男として出生 戊辰の役に出陣		史
				$\frac{20}{22}$		¥.	X
	明治 2	4 10	1869	22	甘粕備後継成へ英学修業のため江戸に出たき旨申し出る(「甘粕備後継成遺文」P.P.145-7) 雲井竜雄より「曽根小太郎を送る」の文を贈らる		224
	明治 4	12 9	1871	24	兵部省に入り東京丸乗組員被仰付	兵部省	学
	5	6 22	1872	25	任海軍少尉 水兵本部分課	海軍省	第
	6	3 7	1873	26	外務卿副島種臣特命全権公使として清国に派遣	"	四十
		12 10	//	26	の節竜驢艦に同船 任海軍中尉	太政官	第四十六巻
	7	8 22		27	蕃地事務局勤務	海軍省	
		9 2	1014	21	上海出張(同地にて町田実一主計と軍専品調達)	一种 日	第
	8	12 5	1875	28	帰国		第三号
	9	2 10	1876	28	清国派遣	太政官	亏
	11	1 17	1878	30	帰国	人以日	,
,	11	1 18	1010	30	押档 拝謁被仰付(4月11日翻訳課勤務)	太政官	
	12		1879	31	日進艦員外乗組員	海軍省	
	. 12	" 16	1019	31	実地研究の為竜驤艦にて支那海へ向う	世里官 ル	
		4 15	"	"	福州府下視察の為上陸 6月18日帰艦	. "	
		7 2	. "	"	帰国		
		" 18	"	"	任海軍大尉	太政官	
	13	1 31	1880	32	清国出張被仰付置候処詮議の次第有之候付出張	A 以 日 海軍省	
	15	1 31	1000	32	信国出版被仰的直恢处註識 ^の 次矛有之族的出版 に不及	供早有	
		4 5	"	<i>"</i> .	清国派遣(2月13日興亜会第一回会合)	"	
		11 8	//	111	帰国	"	-
	14	2 3	1881	33	金剛艦員外乗組員 清国派遺	11	
		3 22	. //	// ,	帰国		
. •		5 31	"	"	朝鮮人渡来に付専対員兼務被仰付	海軍省	
	15	8 2	1882	34	清国派遣	"//	
	16	6 9	1883	35	清国派遣	11	
	17	8 29	1884	36	天城艦に便上して上海発 福州探偵の為出張 9月18日上海帰着 19年帰国	11	
	19	3 22	1886	38	参謀本部海軍部編纂課長心得	"	
		11 11	` // ,	//	上海へ出発	. "	
		4 8	"	// ,,	帰国		\subseteq
	21	2 4	1888	40	参謀本部海軍部編纂課長心得被免 待命被仰付 東京に滞在すべし	海軍省	
		12 10	//	40	待命被免		
	24	3 6	1891	43	依疾病退役被仰付	. //	· .
	29	4 30	1896	48	台湾総督府撫墾署主事	" "	
		5 25	"	//	台東撫墾署長	内 閣	六
		10 3	" "	"	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	等総督府	
	:	11 5	"	//.	非職を命ず	, "."	
	30		1897	49	宮崎滔天と陳白を初対面させる		. ,
	31	1 17	1898	50	依願免本官	内 閣	•
	43	5 31	1910	62	病死(養女曽根タケ女史の言に従う死亡月日)		
•							
		• • •					
100							